

第5号議案

書式第19号(法第25条関係)

特定非営利活動法人お茶の水学術事業会 定款

新旧対照表

新	旧
<p>(公告の方法)</p> <p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。</u></p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。</p>

変更理由：2017年にNPO法が改正され、毎年度の貸借対照表の公告が必須となったため、その方法を追加する。